

令和8年2月20日
滋賀労働局

雇用環境・均等室における個人情報の漏えい事案について

滋賀労働局（局長 たわだ はるひこ 多和田 治彦）は、雇用環境・均等室（以下「雇均室」という。）において発生した個人情報漏えい事案について、下記のとおり確認の上、必要な措置を講じたので、概要等をお知らせいたします。

記

1 事案の概要

職員が、事業場Aより業務改善助成金の審査に係る書類をメールで受理し、そのメールに返信した際に、事業場Bのメールアドレスがccに入力されていたもの。

送信したメールには、事業場Aの会社名、担当者の姓、メールアドレスが記載されていた。

2 事案経過等

(1) 令和8年1月19日、職員Cは、事業場Aの担当者より、業務改善助成金申請に係る書類をメールにて受信した。

1月21日、職員Cは、受信したメールの返信を用いて書類を受理した旨のメールを送信した。

メールの内容は、事業場Aの社名、担当者の姓、書類を受理した旨であり、それ以外の記載は行っていない。

(2) 1月23日、職員Cは、業務改善助成金の審査を既に終了している事業場Bの担当者より、事業場A宛てのメールが送信されている旨の電話連絡を受けた。

職員Cは謝罪の上、当該メールの削除を依頼し了解を得た。

(3) 職員Cは、事業場A宛てに送信したメールを確認したところ、事業場Bのメールアドレスがccに含まれていたのを発見した。

(4) 1月23日、雇均室長は、事業場Aの担当者に電話し、メールアドレス等が第三者に漏えいしたことについて説明し、謝罪するとともに、漏えい先（事業場B）にメールの削除を依頼したことを伝え、了解を得た。

(5) 1月26日、雇均室雇用環境改善・均等推進監理官は、事業場Bを訪問し、担当者に改めて謝罪し、了解を得た。また、メールが完全削除されていること、二次漏えいのないことを確認した。

(6) 1月27日、雇均室雇用環境改善・均等推進監理官は、事業場Aを訪問し、担当者に改めて謝罪し、了解を得た。また、誤って送付したメールが漏えい先において完全に削除されていること、二次漏えいのないことを

確認した旨、報告した。

3 個人情報漏えいによる二次被害の有無

上記2の(5)(6)の対応により、二次被害が発生する可能性は低いと推認する。

4 発生の原因

- (1) 職員は、返信メールを用いたことでほかのメールアドレスが紛れるとは考えなかったこと、1月21日中にメールを送信しなければならないという焦りがあったこともあり、メールの宛先の確認を十分に行っていなかったこと。
- (2) メール送信時のダブルチェックが徹底されていなかったこと。
- (3) メールアドレスの入力時の予測変換機能により、打ち間違い等でも自動で宛先にアドレスが表示される状況であったこと。

5 再発防止策

【雇均室の対応】

- (1) 1月23日、雇均室長より全職員に対し、メールにて事案の概要及び発生原因を共有するとともに、①メール送信時には送信者との者としてダブルチェックを行うことの徹底、②アウトLOOKにおける宛先等入力時の予測変換(オートコンプリート機能)を無効化することについて指示を行い、全職員が無効化していることを現認した。
また同日、雇均室内の班ごとに職員を集めて、雇均室長より口頭でも指示を行った。
- (2) 1月28日、全職員に配付している個人情報漏えい防止にするリーフレットを改訂し、今回の事案に関する注意事項を追記し、メールにて配付し、毎日黙読するよう指示した。

【労働局の対応】

- (1) 1月26日、総務課長から各所属の管理者に対し、メールにより、事案概要の説明、注意喚起及び個人情報漏えい防止の更なる徹底並びに基本動作の履行確認を指示した。
- (2) 2月19日の局議において、総務部長から、個人情報漏えい防止の重要性、基本動作の徹底及びメール誤送信に係る再発防止策について指示を行った。

【担当】

滋賀労働局 雇用環境・均等室

室長 楠田 裕世

雇用環境改善・均等推進監理官 今村 由紀子

電話：077—523—1190